

平成27年度 第10回全体庁議（2月1日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(8) ばんえい競馬きゅう舎関係者による 競馬法違反事案に係る再発防止策について[農政部]
----	---------------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

昨年12月11日、帯広市ばんえい競馬きゅう舎関係者による競馬法(競馬法第29条 勝馬投票券の購入等の制限)違反の疑いにより、帯広警察署による関係者への捜査が入ったところである。
このたびの競馬法違反事案に限らず、信用失墜行為を根絶するための再発防止策(骨子)を2月9日の産業経済委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- ・再発防止策の報告(骨子の説明)
- 1 競馬法違反事案発生の原因
きゅう舎関係者の競馬法に関する知識不足、競馬法遵守の重要性に対する自覚の欠如が最大の原因
 - 2 今後の対応における方向性
本事案に対する今後の対応としては、一方的な指導強化のみではなく、きゅう舎関係者に、管理監督を受けるよりも自らを律することによって、きゅう舎関係者全体で不祥事案を防ぐという当事者意識を植え付けるという意識改革の視点を第一に、事案の未然防止を重視する方針とする。
 - 3 競馬法違反の再発防止策
全てのきゅう舎関係者自身が法令遵守の重要性の意識改革を図ることを第一に、公営競技に携わっている自覚と緊張感をもって業務に当たるよう、これまで以上に規律を厳格化するとともに監視体制を強化し、また、幅広くコミュニケーションの場を作ることも重要であることから、今後、以下の対策を実施する。
 - (1) きゅう舎関係者の法令遵守に対する意識改革
 - ① 信用失墜行為撲滅のための主催者・調教師・騎手からなる組織づくり
 - ② 定期的な訓示会の開催回数増
 - ③ 法令遵守の強化及び情報共有を目的とした勉強会の実施
 - ④ 全調教師・騎手・きゅう務員に対する面談回数増
 - (2) きゅう舎関係者への規律の厳格化及び監視体制の強化
 - ① 騎手・きゅう務員所有の携帯電話の管理強化
 - ② 電話投票委託会社との連携強化
 - ③ 規律厳守のための競馬場内の監視体制の強化
 - (3) きゅう舎関係者とお客様等とのコミュニケーションの場の形成
 - ① きゅう舎関係者による競馬開催及び地域活動への積極参加
 - ② お客様ご意見箱の設置
 - (4) その他
競馬運営委託会社社員への研修強化

■ 今後のスケジュール

- ・直ちに取り組めるものから実施
- ・進捗状況及び実施状況を農林水産省及び関係機関に報告するとともに実効性を検証し、必要に応じ対策の見直しを行う。

■ 審議結果

■ その他、指摘事項等

- ・特になし